

広島県告示第二百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次のとおり指定介護機関の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十八年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名	称	所在地	変更年月日
医療法人清幸会 三原城町病院	医療法人清幸会 土肥病院	三原市城町一丁目一四番一四号	平成二十七年四月一日
因島医師会介護支援ホームうみかぜの丘	介護支援ホーム因島医師会	尾道市因島中庄町一九四六番地	平成二十七年四月一日
ケアプランセンターみよし南	ケアプランセンターみらさか	三次市三良坂町三良坂七三七番地一	平成二十六年一〇月一日
有限会社 向原薬局	有限会社 向原調剤薬局	安芸高田市向原町坂四三八―一	平成一四年一〇月八日
介護老人保健施設葵の園・セラ	介護老人保健施設あおいの園・セラ	世羅郡世羅町本郷一二二六	平成二十七年四月一日
ケアプランセンターなでしこ	小泉居宅介護支援事業所	三原市小泉町四二四六番地	平成二十七年一〇月一日
サンキ・ウエルビイ介護センター尾道	サンキ・ウエルビイ介護センターしまなみ	尾道市山波町三三五番地一	平成二十七年八月一日
クオール薬局府川町店	ジオ薬局府中店	府中市府川町一〇〇―一七	平成二十七年二月一日